

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社 の土地処理に関する調査特別委員会			会議場所 第3委員会室
				担当職員 阿久根由美子
日 時	平成24年4月10日(火曜日)			開 議 午後 3 時 30 分
				閉 議 午後 4 時 20 分
出席委員	西村 立花 山本 井上 福井 齊藤 馬場 湊 吉田 小島 西口 酒井 並河 木曾議長 明田副議長			
執行機関出席者	なし			
事務局出席者	今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、八木主任			
傍聴者	市民1名	報道 2名	執行機関0名	議員6名(菱田・中村・石野 中澤、日高、藤本)

会 議 の 概 要

1 開議

<西村委員長>

御参集御苦労さんでございます。

ただいまから、亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

先に事務局から日程説明をさせます。

<事務局長>

失礼いたします。委員の皆様、お疲れさまです。

そうしましたら、本日のレジュメにありますとおり、「1 調査報告について」でございます。事務局で調査をしてまいりましたので、その報告をさせていただきます。

次に「2 今後の調査」についてでございます。論点整理、今後の委員会調査の内容をご協議いただきたいと思います。

「3 議会報告意見について」でございますが、議会報告会で本特別委員会のご意見を賜った内容についてその対応をご協議いただきたく存じます。

その他につきましては次回の委員会の日程をお世話になりたいというふうに思っております。

日程につきましては、以上でございます。

<西村委員長>

説明が終わりました。

この日程を進めてまいります。

2 議題

(1) 調査報告について

<西村委員長>

それでは、議題1、調査報告について、事務局からいろいろと資料、それからまた聞き取りも行ってもらっておりますので、その結果について報告を願います。

<事務局係長>

そうしましたら、資料も何種類かお渡しをしていますので、まず資料を御説明させていただきます。

まず、論点整理表でございますが、これはまた後ほど御議論いただきたいと思っております。

そして次の契約書でございますけれども、これは平成18年12月25日に住宅公社

から土地開発公社へ所有権が移転された、その登記の際に司法書士さんのほうに出された売買契約書の写しでございます。こちらは破産管財人さんを通して取り寄せをさせていただきます。御確認をお願いいたします。

次でございますけれども、伺書でございます。これにつきましては、加茂常務理事さんが住宅公社、土地開発公社の常務理事、常任理事を兼務されました、その決定の理事会の会議録などがあればということで、確認をいたしましたけれども、理事会の会議録としては残っておりませんでした。

どのように決定したかということでございますけれども、この平成14年4月1日、の決裁をもって平成13年4月1日から加茂常務さんは土地開発公社の常任理事をされておりましたけれども、住宅公社の常務理事さんも兼ねるといったようなことになったものでございます。

この伺書につきましては持ち回りと書いてありますけれども、持ち回りをして署名表決という形の決裁をされています。コピーは省略をさせていただきましたけれども、この伺いの後ろには6人の理事さんがそれぞれ1枚ずつ署名されて押印をされている署名表決書が添付されております。コピーは枚数もありましたので省略をさせていただきました。

そして、この書類につきましては右の上に外秘と書いておりますけれども、公社の内部書類ということもありまして、この委員会にということで出していただいた書類ですので、外秘扱いで取り扱いの御注意をお願いいたします。

きょう、傍聴でお越しをいただいた皆様につきましては閲覧という形で、後で回収をさせていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

これが兼務されたときの伺書ということで、書類を御説明させていただきました。

次に、ペーパー1枚ものでございますけれども、残高証明書でございます。これにつきましては、破産が確定しております、住宅公社から請求をしても京都銀行亀岡支店さんが出してくれないというお話をさせていただいて、別のもので確認をしていただいていた。管財人さんを通して、京銀亀岡支店さんから発行をしていただきまして、手元によろやく届きましたので、資料として付けさせていただきました。当該部分は、上から4行目の手形貸付51558という口座番号、この部分が該当する部分でございます。残高は1億7,742万1,500円、これが残高ということで、その証明書でございます。

それから、事前に司法書士さんに文書質問をしております回答書をお配りをさせていただきます。これについて少し説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

こちらは、平成21年3月31日、土地開発公社から住宅公社に所有権移転をされた、その際登記をされた司法書士さんに文書で照会をいたしまして回答をしていただいたものでございます。3月8日に回答をいただきました。その際には、司法書士さんと藤村次長、私が面談をさせていただいております。

回答書で、少し説明を加えさせていただきたいと思っております。

まず、1の登記手続でございますけれども、公的機関が行う場合、登記の違いはありますかということでございますけれども、これにつきましては嘱託手続きにおいては、登記済書、いわゆる権利書ですけれども、公的機関の場合は確認が不要ということで添付はしませんということでした。

そして、20年3月31日の登記のとき、手続きは誰と行われましたかという問いに対して、お答えは貴市職員というふうに書かれていますけれども、これはお話を聞きますと公社職員という意味でございますので、よろしくをお願いいたします。

そして次に、本業務に関して先生とお話ししたのは誰でしょうかという質問に対しては、加茂様の御指示どおりした、内容の詳細までは今となっては覚えていないというようなこともお話になっておりました。

そして登記、抹消登記手続きについてでありますけれども、合意解除をする場合の必要な書類はということで、それぞれ6点書いていただいております。

また、錯誤の場合はということで、上記の場合と同じということで、御回答されております。

そして、6番になりますけれども、登記の原因について、まず架空売買を承知されたのはいつのことですかという質問に対しては、現在も架空かどうかは承知しておりませんということで、当時もそういうお話は全くなく、所有権が土地開発公社から住宅公社に変更したいという、登記がしたいということでお話を受けて、それ以上の内容は聞いていなかったということでございました。

そして登記原因をどのように把握されておりましたかということですが、これについても上記と同じということでございます。

そして8番については、御存じであったらという前提でお聞きをしたこともありまして、これでは回答ができませんというお答えでございました。

そして、最後に、登録免許税のことでございますけれども、ここに書かれているように、1個につき1,000円ということで、それは錯誤の場合でも合意解除の場合でも税額は一緒と回答されております。

以上が質問書に対する回答をいただけたことでございますけれども、そのほかにも聞き取りをしておりますので、説明させていただきますと、司法書士さんは土地開発公社に所有権移転登記されている状態で住宅公社から業務の依頼を受けた。平成18年12月の登記が不正であったとは当時聞いてはいない。また、公的機関であり、決裁等の内部の手続きは正しく行われていると思うのは当然で、依頼どおりの業務を行った。そして、今回、特別委員会の質問をしてお話をする中で、その少し前に新聞報道等を見たということが、自分が携わった業務であったことがわかったというようなお話もされておりました。

そして、錯誤か合意解除かということについてお話を聞かせていただきました。錯誤についてですけれども、錯誤をする場合は番地を書き間違えたというような単純な誤記ですね、そういう場合に錯誤を使います。また、例えばということでお話しただいたんですけれども、例えば自分が土地を購入したい、ローンが組みたい、けれども自分はローンが組めないのので代わりに父親にローンを組んでもらって父親の名義にするというようなこと、これはいわゆる虚偽記載に当たると、そういうものを訂正する場合も錯誤ということを使うことはあるというふうなお話もありました。

そして合意解除についてですけれども、合意解除というのは売買契約が成立していたんだけれども、双方合意し解除するものということでございます。

今回の場合ですけれども、決裁等の内部手続きが行われ、所有権移転登記が完了しているものを依頼され、司法書士さんのほうが業務を行われたもので、それを自分が虚偽だというふうにするには私にはできないというお話がありました。また、ちなみに、司法書士さんがもしも知っていて登記を行っていたという場合には、通謀拒否表示というのに当たるとすることも参考にお話をいただきました。

以上が調査関係の今日配付資料の説明でございます。

あと2点ございまして、一つは京都銀行亀岡支店さんに特別委員会の席でお話ししていただけることがあるのか、言いたいことがありますかというようなことでございましたけれども、それにつきましては3月9日、午前10時から京銀亀岡支店へ行き

まして、支店長、次長さんと藤村次長、私が面談をさせていただいて、お話を伺ってまいりました。

まず、言いたいことはありますかということに対しては、市のほうには言っている、組織として特別委員会の場で言うことはないとおっしゃいました。

また、融資の理由、それから融資の際に約束事があったのかというようなことの質問に対しては、通常の融資と同じだというふうにお答えになりました。

そして、最終的には本部に確認して、審査内容等、何かコメントがないかということを確認されましたけれども、3週間ほどたって、3月28日でございますけれども、審査内容についてコメントはないと回答をいただいたところでございます。

以上が京銀亀岡支店さんとの面談の内容でございます。

次にもう1点、加茂元常務理事とそれからJAさんとの間でお話の食い違いがございました。それは融資、JAさんから融資をされる際に、土地開発公社なら貸せるとJAさんが言った、言わないというような食い違いでございましたけれども、それについて加茂元常務理事さんと3月1日午後4時から、同じく藤村次長と私が面談し、聞き取りをさせていただきました。

加茂常務さんのお話によりますと、今となっては明確に覚えてはいない、JAさんが言っていないと言われるならそうだと思う。自分の中でそう解釈したのかもしれない。特別委員会で意見を述べたとき、確信のないときは「何々だと思う」というような、確信したような表現はせずに、「何々と思う」というように表現をしたつもりですということで、実際会議録も「と思う」というような、確信されていないという表現が使われておりました。

そして最後に、返済の期限が迫り、住宅公社でできないのなら土地開発公社で何とかしようと思った。してはいけない、何とかしないといけないと葛藤しながら判断をしたというようなお話を聞かせていただきました。

以上が資料の説明と、それから面談をさせていただいた、その結果ということで御報告させていただきます。

<西村委員長>

はい、御苦労さんでございました。

調査結果の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

<酒井委員>

売買契約書が出てきたんですけど、これ、最初は売渡証書という形で登記をされていて、契約書がないと言っていたのに、どこから出てきたのかと疑問に感じますのと、それから以前弁護士の先生にお話いただいた、みなし公務員の考え方についてなんですけど、ちょっと調べてみましたら別の解釈もあるようで、その解釈の仕方によっては私文書偽造だとか言われていたのが公文書偽造なんか変わってきますので、ほかの先生の意見も聞いてみたいなと思いました。

それから、司法書士の方に聞いた登記必要書類ですが、これ形式的にお答えいただいているんですが、具体的には何が必要だったのかということが聞きたかったのであって、錯誤の場合と合意解除の場合でどのように内容が違っているかというのが聞きたかったのであって、これではよくわからなかったの、これもまた答えていただくことができると思います。このことについて聞きたかったのはなぜかと言いますと、所有権が移転していないのに解除というのはやはりおかしいと思うので、登記を戻さないといけないということの事情について、司法書士に実態を隠したまま依頼されたのかどうかということが知りたかったのをお聞きしました。

これは、錯誤というのはおかしいと今日説明いただいたんですけども、それにしましても所有権が移転しないものについて解除の登記をするのもおかしいと思いますので、弁護士の先生がおっしゃっていたように、申請の登記名義の回復というやり方もあったのではないかと思いますし、登記自体されたことは、理事長や会長の権限で行われたもので、犯罪行為に該当しないという説明は弁護士の先生からあったんですが、内容が不適切であれば、これも公正証書不実記載罪に当たるのかなということをやちょっと確認したいと思います。

それから登録免許税ですが、委員会の最初のほうでいただいた資料では、たしか解除の場合 15 万 8,327 円で、錯誤の場合 1,000 円なので、わざわざ高い登記の仕方をするのがちょっとよくわからない。どういう理由があってされたのか、合理的な理由があるのであれば聞いてみたいなと思いました。

以上です。

<西村委員長>

ただいまのご意見はやはりこの場で回答ができません。次回に持ち越さなければならぬというふうに思いますので、御了解を願いたい。

<酒井委員>

では、弁護士の先生と司法書士の先生にお聞きした内容について、セカンドオピニオンを求めることについては皆さんどうお考えか、諮っていただきたいと思います。

<事務局係長>

少しお答えができるところをお話ししてもいいでしょうか。

<西村委員長>

事務局説明を。

<事務局係長>

まず、一つ目の売買契約書はどこから出てきたのかというお話でございましたけれども、これにつきましては、18 年 12 月の登記の際に司法書士さんに出された書類で、登記売渡証書というのがありました。でも、それと登記には使われなかったんですが、司法書士さんが確認する書類の一つで、売買契約書があったというようなお答えがありました。それなら写しが欲しいと、委員会の中でお話がありましたので、それを請求させていただいて出てきたものでございます。

破産管財人さんを通して持っておられた司法書士さんから提出いただいています。住宅公社にはこの書類は残っていません。

それから、錯誤と合意解除の場合の具体的な書類は何かということでもございましたけれども、司法書士さんがおっしゃったのは、登記官を説得するだけの書類が必要で、こういう場合は具体的にどういうものが要るかというのは、ちょっと私のほうもはっきり聞けてなくて申し訳ないんですが、想定ができないのではないかなと思います。

それから、登録免許税のお話でございますけれども、所有権移転の登記をした場合は、高額にかかるとおっしゃっていましたが、この合意解除の場合は錯誤の場合と変わらないというふうにお話になっておりました。

それと、先ほどの事実を知っていて所有権解除したのはというお話でございますけれども、司法書士さんは公的な機関でしっかり手続きもされた上で登記を依頼されたものであるため、私はそういうことを疑う余地もないし、それを確認することもする必要もないと思っていただくとお話をされておりました。

<酒井委員>

金額にこだわるわけじゃないんですけど、金額が同じぐらいということをおっしゃいましたけれども、最初のほうに公社からいただいた資料の中で、登記、平成 20 年 3

月 31 日分費用というのが土地開発公社から住宅公社への分で 15 万 8,327 円を住宅公社が支払っているという資料がありますので、逆に高い費用がかかるから 1,000 円という考え方はあるかもしれないんですけども、それにしても登記原因、偽って登記することは問題ですし、それで逆に高い登記をして、内容も現実と違っているというのがどういうことかなということがお聞きしたいなと思います。

< 事務局係長 >

酒井委員さんがおっしゃいましたのは、土地開発公社から住宅公社への所有権移転、のことでしょうか。確認させてください。

< 西村委員長 >

それでは、これは後日確認の上、回答させていただくということで。

< 吉田委員 >

事務局に確認したいんですけども、司法書士さんからの答えで、解除にしようが錯誤にしようが、両方とも 1,000 円でいけるという話だったと思うんですが、住宅公社から出ている資料で登記費用として 15 万 8,327 円が住宅公社から出ているというのを一番始めにいただいておりますので、1,000 円で終わっているわけではない。

だから、これは 1,000 円じゃないのか、それか住宅公社から出てきた、この費用が間違っているのか、どちらかではないのか、ぜひともそこは時間を追って確認をしていただきたいなと思います。確認できますでしょうか。

< 西村委員長 >

これは後日確認をしたいと思います。

< 吉田委員 >

今の司法書士の先生からの答えで、大事なことがわかったと思っているんですけども、要は司法書士の先生は、所有権が移転をしていたものだと思って、それを戻すんだから解除という方法を選ばれたと。司法書士の先生は当然そうなりますね。知らなかったら当たり前で全然悪くないんですけども、本来は理事会が通っていないので売買契約は成立をしていないというのが今回の結論だと思うんですけども、動いていないものを戻すときに、これを合意解除という手を使ったのが、恐らく司法書士の先生にもそういう取引があったことが漏れなくなかったんだろうなという想像しかできないわけですが、これはちょっと聞いてみないとわからないんですけども、結局のところ、司法書士の先生にもここはうそをついて、最終的には解除の登記をしたと。合意解除ということは、一たん売買契約があった上で、それを解除したということになるので、市の立場は、売買契約はなかったということをおっしゃっているにもかかわらず、売買契約があったものとして解除をして登記をしているということは非常に大きな問題ですので、この点は最終的にまた栗山会長なりをお呼びするのもかもしれませんけれども、非常に大きな問題として残しておいていただきたいなということが一つです。

それから、弁護士の先生からのお答えで、公文書ではないと、土地開発公社の文書は公文書ではないというお答えでしたが、私もいろいろ判例等を当たってみまして、やはり土地開発公社の文書は公文書というような判例が出てきておりますし、どう考えてもあれは公文書としか思えないわけで、弁護士の先生が間違っているとは言いたくないですが、ほかの先生にもちょっとお聞きをしたいなと思っております。もう少し詳しく調べてみたところ、その役所が絡む文書に関しては、たとえ鉛筆の売買契約書であってもすべて公文書ということになりますので、この司法書士さんから出していただいた契約書に関しても、これも公文書になるという可能性もあります。そうなれば、有印公文書の偽造ですので、平成 18 年 12 月 25 日というのはまだ時効にもか

かっていない、当然犯罪の対象にもなりますので、この点について土地開発公社の文書が公文書になるのかどうかということは、ほかの先生にも聞いていただきたいなど。今のところは以上の二つです。

<西村委員長>

後日確認をします。

<馬場委員>

今日、外秘文書をいただいたんですが、この時代から恐らく住宅公社というのは本当に恣意的なことをしよったんだなというのがよくわかるんですけども、この亀岡市住宅公社第45期理事会議事録なる文書ですが、7の項目で、各理事に対し持ち回りによる署名表決によらざるを得なかったと。土地開発公社の常任理事がこの住宅公社の常務理事を兼ねるといふ、非常に重要な理事会であるにもかかわらず持ち回りをしたと。それについて、もしわかるようであれば聞いていただきたいなというのが1点です。

それから二つ目、平成14年4月何日というふうなことで議事録になってますが、日付が未記入のまま議事録となっているんですが、こういう日にちの入らないような議事録というのは成り立つのかというのが、ちょっと。確認ができたらしめていただきたいなと思います。

<西村委員長>

確認をいたしておきます。

<福井委員>

先ほどの酒井委員からありました資料がやっと見つけられまして、私の見解だけ申し上げましたら、先ほど登録免許税が違うということでおっしゃっていましたが、資料を見ると、23年12月20日に配っていただいた資料の最後の欄に、確かに15万8,327円使ったということになっていますが、これをもって登録免許税が同じ値段ではないとは言えない。なぜかということ、多分これは登録免許税の話ですから、あとそれに関して司法書士さんなりの費用がかかっておるのかどうかわかりません。その中の明細がわからない限りは言えないですわね。逆に言うと、司法書士さんが1,000円と一緒にですと言うてはるんやったら、私はそっちを信じるべきやと思いますし、ちょっと勉強したらわかる話ですけども、それをもってそういうことをおっしゃるのはちょっと乱暴であると思いますし、そのことだけ踏まえて調査をいただいたらというふうに思います。

それから全体的な感想を申し上げさせていただきますと、ほぼまあ個々話の食い違いがあるとか、またそういう数字的な、専門的な部分での見解がはっきり明確にはまだなっていない部分はありますけれども、全体の話からさせていただくと、やはりこの調査委員会で調査をしていく段階は、ほぼ終わってきたのではないかなと思います。もちろん、今、御意見がたくさんあったようなところは最終確認をいただいて、また今後どういう事実であったのかというまとめの方向というのもまた見ていっていただいたらありがたいなというふうに思います。

<西村委員長>

その点につきましても事務局でまた調べて、後日回答させていただきたい。

<酒井委員>

別に金額にこだわっているわけではないんですけども、このような実態のない売買に対して解除という登記をした理由がわからないので、疑問なところは全部解消していきたいなと思って質問をしたわけであって、費用が幾らかというのは問題ではな

いんですが、もうちょっと調べないといけないことはたくさんあるんじゃないかと考えます。

<西村委員長>

それは調べて後日また報告をさせていただくこととします。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、1点目、調査報告についてはこの程度といたします。

あと、後日の持ち越しについては、事務局で整理をし、調査をして次回に回答させていただくということにいたします。

(2) 今後の調査について

<西村委員長>

次に、今後の調査でありますけれども、論点整理ができておりますので、事務局から説明を願います。

<事務局係長>

それでは、レジュメの次につけさせていただきました論点整理表をごらんいただきたいと思います。

先日、事前にお配りしました弁護士さんの意見聴取のまとめたものも見ていただけたかと思っておりますけれども、その部分を含めまして整理をさせていただきました。赤字で書かせていただいている部分です。

平成18年12月25日の所有権移転に関して、問題の所在としましては、違法行為が行われていたということでございました。公正証書の不実記載罪、それから私文書偽造罪、それから背任罪、こういうものが問題として上げられると思いたしましたので、そちらのほうに上げさせていただきました。

そしてそれに伴いまして、下の欄に書いていますように、決算書等公文書の虚偽記載報告というのは消させていただいて、上のほうにまとめをさせていただきました。

それから、平成20年2月ですけれども、このとき市が認知をしてということでもございましたけれども、両公社は告発する義務があったのにしなかったということもありました。それが問題の所在として上げるべきかということで、ちょっとクエスションマークを入れさせていただいております。これについては御協議をいただけたらなというふうに思っております。

このほかにも問題の所在について上げるべきことがありましたら、言っていただけたらと思っておりますので、御協議よろしくお願いいたします。

<西村委員長>

説明が終わりました。

質疑なり意見をお伺いしたいと思います。

<吉田委員>

線で消えておりますが、公文書に関してはまだ疑義がありますので、もう1回調査をするということをお願いをしたいと思います。

それから、両公社の告発の件に関してですけれども、市長自身、法令順守ができていなかったということもおっしゃっておられましたので、そのあたりは含めても問題はなかろうかなと思っております。

<西村委員長>

馬場委員もこの件について前におっしゃっておりましたけれども、御意見ございま

したら。

<酒井委員>

認知後公表しないまま是正と書いてあるんですけど、これ、先ほども申し上げましたとおり、公正証書不実記載罪に当たるかもしれないので、ここもまた問題かなと思います。

<西村委員長>

酒井委員もう一遍説明を。

<酒井委員>

事実と反する登記をしたということになれば、是正の仕方で、指示をして売買契約の解除という登記をされたんでしたら、事実と反する登記ということになりますので、公正証書不実記載罪になるのではないかと思います。実際、これ、正しく登記するのであればどういう登記をすべきだったのかを司法書士の先生にお聞きしたかったんですが、今回のお答えの中ではよくわかりませんので、これを調べていかなくてはいけないのではないかと思います。

<吉田委員>

多分、この是正というところが問題で、是正できてないと。事実と違ったところ、実態が違ったところをさらに事実と違うので上から塗ったというのは是正とは言えないということだと思うので、本当に是正だったのかというところの調査をしたいということだと思えます。

<西村委員長>

それは調査することといたします。

<事務局長>

それは、もとに戻したやつが、果たしてそれに違法性があるのか、ないのかとかいう評価の問題になると思いますので、それはあえてこっちで調査するというよりも、法的評価をしたほうが、弁護士さんかだれかに意見を求めてしたほうが、より専門的に早い話だというふうに思うんですけど、そこらあたりは。

<西村委員長>

そういう結論でよろしゅうございますか。

<吉田委員>

別の弁護士さんに聞いていただければですね。

<西村委員長>

なら、そういう方向でお願いいたします。

<事務局次長>

そうしましたら、今、弁護士さんにこの間お越しいただきました弁護士さん以外のまた弁護士さんの見解を聞くとか、改めて今、司法書士さんにもう一度確認をするというような御意見が出ましたけれども、それにつきましては、この委員会に来ていただくという手続きではなく、事務局のほうに預けていただいて、私どものほうが訪ねるなり、また文書でさせていただく、電話とかで確認をさせていただくことをお伝えするという方法でよろしいでしょうか。御承認いただけますか。

<西村委員長>

そのような方法で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

<馬場委員>

弁護士を変えると、いろいろな話はあるんですけども、弁護士自身がよく言っているように、100人弁護士がいれば100人とも意見が違うような論立てしますからね。だから、やっぱり吉田委員とか酒井委員が示された判例で違うというようなものがあ

ったというふうなことであるならば、その判例、行政事例、そういうものをちゃんと明示をされて、その立場から具体的に聞かれないと、やみくもに聞いてもあかんで、それだけはこの委員会にこういう判例がありますということをお願いしたいなと思います。

<吉田委員>

私はどちらでも結構です。

<西村委員長>

そしたら並行して進めたいというふうに思いますので、そのように進めさせてもらいます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、論点整理についてはこの程度といたします。

次に、今後の委員会調査の内容というふうに上げていただいておりますけれども、ご意見有ればお願いします。

<吉田委員>

残念ながら言わせていただきます。

通帳を見せていただいたときに言うておくべきだったんですが、監査委員が気づかない意味がわからないんで、通帳見たらわかりますよね。5億円入って即日出ていくということが。当時の除斥になった方はいらっしゃるんですけども、監査委員が全部見てるわけじゃなくて、その事務局で一たん精査をした上で監査委員に報告をして監査を受けるという手続きになっていると思いますので、当時の土地開発公社の監査の事務を誰がしていたのか、住宅公社の監査の事務が誰がしていたのかということも含めて教えていただいて、通帳を見た人が何で気づかへんかったのかというのは聞かなきゃいけないと思いますので、特に平成20年のほうは5億円という数字が4回出てきますので、18年のほうも既に土地開発公社の通帳に5億円が入って即日出ていくというような通帳になっていたと思いますので、そのあたりはなぜ疑問に思わないまま気づかなかったのかということだけはぜひとも調査をしていただきたいと思います。

<西村委員長>

これも調査はしてもいいところですけども、監査は監査の権限でそれぞれ監査業務をやっておりますので、その監査業務にまで立ち入るかどうかでありまして、監査委員の責任、その監査の業務の中身。

[発言する者あり]

<吉田委員>

最終的にはんこは監査委員とか監事が押されますけれども、内部で監査する人がおるはずですよ。そこに至るまでにも。最終的に監査委員に説明、監事に説明ということになると思うんですけども、その説明をするまでに事務局が当然精査をしているはずですので、その事務局が誰がやっていたのか、その方に話を聞いてみたらわかりやすいんじゃないかなと。

<西村委員長>

それでは、それも事務局で調査をいただいて、後で事務局から回答ということでもよろしいですか。それも含めて今後の調査内容といたします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、これで議題のほうは終結いたします。

3 議会報告会意見について

<西村委員長>

それでは次に3番目、議会報告会意見についてでございますが、別紙を用意しております。ごらんいただきまして、何か御意見なりございましたら発言を願いたいと思います。

御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、これはこのままのとおりといたします。

<事務局>

これにつきましては、特別委員会としての対応状況をまとめていただくことでお願いをしたいと思います。参考としていただくのか、またコメントを報告するのか、調査を進めるのかというところで、今回はそれぞれ当日御回答いただいている内容でよいと思いますので、御意見は参考にさせていただくことで確認いただけたらと思います。お願いいたします。

<西村委員長>

参考というふうにさせていただきます。

4 その他（次回委員会日程）

<西村委員長>

それでは次に、次回の委員会の日程でございますが、先ほどからもさらに調査事項が出てまいりましたので、できましたら近々にまた調査が済み次第、報告ができるようになった時点で開催をしたいというふうに思いますし、まとめとして、方向性として6月議会に報告できるような日程で進めてまいりたいと思いますので、この点御確認をいただきたいと思います。

そのような日程の進め方でよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それではその日程を進めることとし、次回は調査内容がございますので、日程はまた正副委員長に御一任をいただき、御連絡を申し上げたいというふうに思います。

本日は遅くまで御苦労さんでございました。

これで散会といたします。

散会 16:20